滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第25回本部員会議 次第

日 時:令和2年10月15日(木)

13 時 30 分~14 時 00 分

場 所:危機管理センター

災害対策本部室

あいさつ

議題

- (1)新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
- (2)「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の見直しについて
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害等への対応について
- (4) 県内経済の状況について
- (5) その他

新型コロナウイルス感染症にかかる 県内の感染動向等について

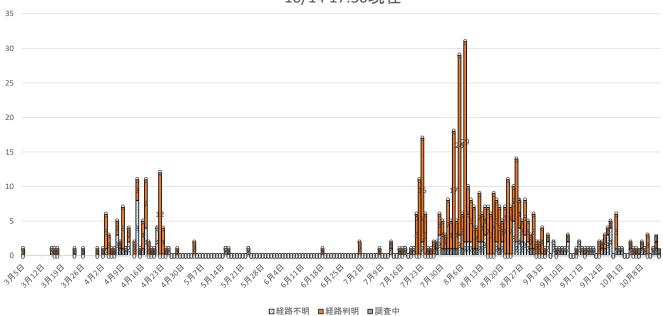
令和2年10月15日

健康医療福祉部

県内の感染動向について(10/14現在)

1)①流行曲線(公表日別)

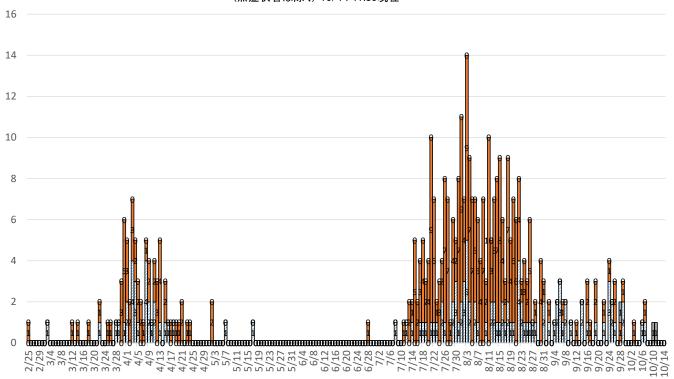
新型コロナウイルス感染の流行曲線(公表日別) 10/14 17:30現在



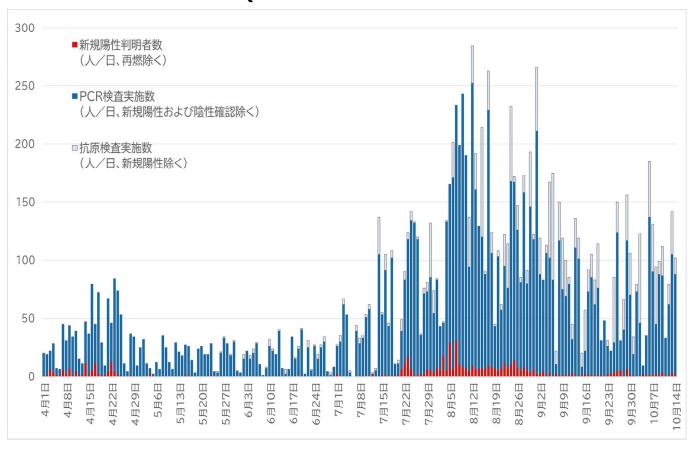
流行曲線:感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

1) ②流行曲線(発症日別)(10月14日現在)

新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別) (無症状者は除く)10/1417:30現在

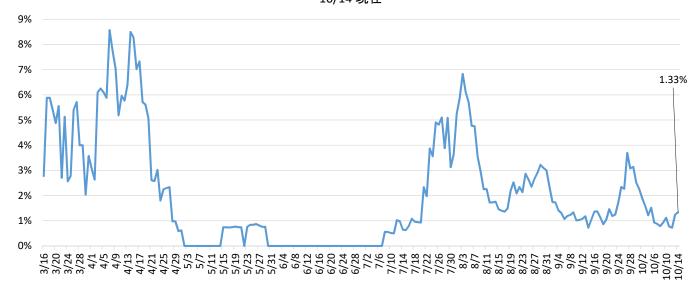


2) PCR等検査の状況(陰性確認を除く)



3)陽性率(7日間移動平均)

陰性確認と濃厚接触者を除くPCR検査等陽性率(7日間移動平均) 10/14 現在



陰性確認と濃厚接触者を除くPCR検査等陽性率:市中感染の程度を測る指標

• 陽性率の7日間の移動平均(その日までの7日間の平均)を見ると、10月14日現在の 陽性率は1.33%でした。7月から上昇傾向にあり、8月初旬をピークに減少傾向が認 められました。その後1~3%前後で推移しています。

県内の感染状況について(10/14現在)

1) 県内の病床数および宿泊療養施設の状況

	県内 病床数	入院者数			空床数	県内 宿泊療養 部屋数	療養者数			空数
		八阮白釵	県内発生	その他	全体数		惊茛白奴	県内発生	その他	空奴
総数	213	19	15	4	194	271	0	0	0	271

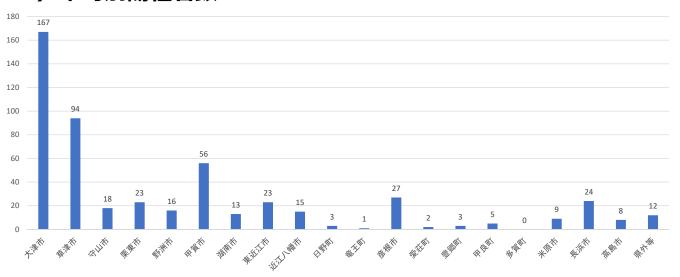
2) 県内の陽性者発生状況

項目	陽性者数累計	現在 陽性者数	入院中	重症	中等症	軽症	入院 予定	宿泊療養	退院等	死亡
PCR検査数 11,7 (うち行政検査分 6,6 (うちその他検査分 4,4 抗原検査数 1,9	⁽⁶⁾ 51	9 15	15	0	0	15	0	0	496	8

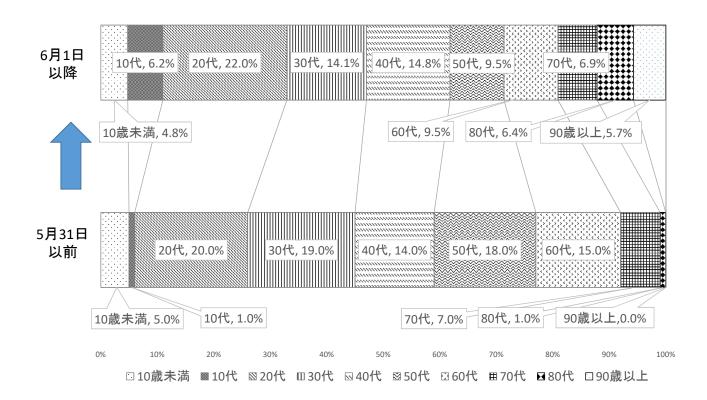
3)性別陽性者数

性別	陽性患者数
男 性	244
女 性	250
非公表(10歳未満)	25
計	519

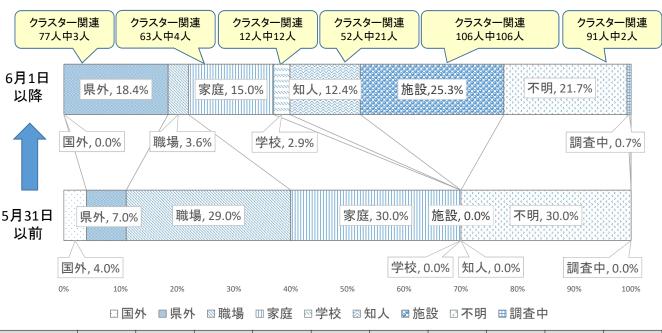
4) 市町別陽性者数



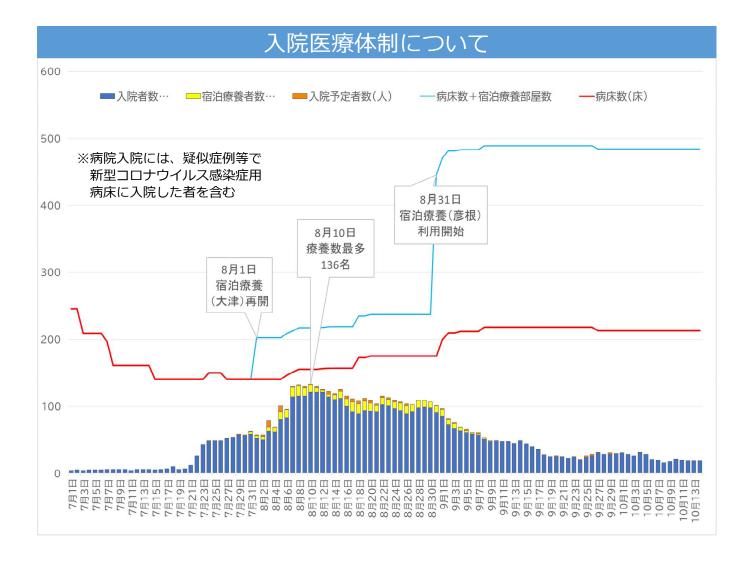
5) 年代別陽性者率



6) 感染経路別陽性者率



	国外	県外	職場	家庭	学校	知人	施設	不明	調査中	計
6月以降	0	77	15	63	12	52	106	91	3	419
5月以前	4	7	29	30	0	0	0	30	0	100
計	4	84	44	93	12	52	106	121	3	519



クラスターの発生状況に係る分析

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、県内で発生した クラスターについて、次のとおり、発生の経過や課題等を分析しました。

介護関連事業所(大津市①)

感染者数:16人(うち県内15人)

判明日:8月19日~8月26日

介護関連事業所(大津市②)

感染者数:20人(うち県内19人) 判明日:8月19日~8月27日

この分析は、感染拡大防止を図るための課題等を、県民の皆さんと広く共有し、今後の取組につなげるために行うものであり、 特定の個人や団体等について評価や指導等を行うためのものではありません。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる感染症であり、また、誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症です。 関連する個人や団体等への偏見や誹謗中傷が生じないよう、ご理解をお願いしますとともに、当資料の適切なお取り扱いをお願いします。

有料老人ホームおよび通所介護事業所

- 職員の健康管理は実施されていたが、体調異常を認めた場合の対応が定められていなかった。また、発熱以外の症状があった職員が発症後も業務を継続していたことが、後の感染拡大に影響した可能性がある。
- 有料老人ホームには2つの訪問介護事業所が出入りしており、担当業務 関係なく入所者と関わることがあった。また、同一の休憩場所を使用しており、職員間の交差があった。

感染対策の状況

- 有料老人ホームの訪問看護職員がデイサービス職員を兼務していたため、デイサービス職員や利用者と接触する機会があった。
- 標準予防策などの基本的な対策が実施できていなかった。
- 非推奨の物品による感染対策を実施していた。
- 感染管理に関する技術的な指導後に、職員間で知識の共有が不十分だった。

介護事業者には、

- ▶ 発熱および呼吸器症状等を対象として、入所者・利用者および職員の体調管理を 実施する。
- ▶ 職員に有症者を認めた場合は、業務の停止を検討する。また、入所者・利用者の 有症者数の推移を平時と比べて評価し、異常でないことを確認する。
- ▶ すべての職員が標準予防策およびゾーニングを遵守する。
- ▶ 科学的に効果が確認されている物品を対策に利用する。
- ▶ クラスター発生した場合に事業継続するための計画を立てる。また、職員が不足した場合の対応として、平時から事業者間のネットワークを構築しておく必要がある。

「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の見直しについて

主な見直しの理由

1 ステージの判断指標について

ステージ判断指標作成時からの状況の変化

- ①医療提供体制の拡充等
 - 確保可能な病床や宿泊療養施設が拡充
 - 令和2年6月に退院基準が改正され、軽症者・無症状者の入院期間 は5月の指標作成当時と比べて半分以下
- ②感染状況をあらわす判断指標が国から提示

2 ステージごとの対策について

県民の皆さまに対策例をよりわかりやすく示す必要がある。

見直しのポイント

1 ステージの判断指標について

- ①国の判断指標をベースとしつつ、ステージ I・II の判断指標を県独 自で設定。
- ②これまでのステージ名等を継承し、国のステージ I に相当するステージを「滋賀らしい生活三方よしステージ〜新しい生活様式の実践〜」とし、水色で表示。
- ③ステージ判断については、1つの判断指標にとらわれるのではなく、 総合的に判断。【感染症の専門家に意見聴取する仕組みも構築】
- ④大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況など、これまでの判断指標 も参考指標とする。

2 ステージごとの対策について

①これまでの感染対策(4月~9月)を踏まえた対策例と県民の皆さまからみた生活のイメージを明示

1

【見直し案】各ステージの判断指標

■ステージ判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。 判断にあたっては、専門家の意見も聴取

	N/	11小七十年	特別警戒ステージ (ステージIV)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージ Ⅱ)	滋賀らしい生活三方よし ステージ 〜新しい生活様式の実践〜 (ステージ I)
判断指標			大規模かつ深刻なクラスター連鎖 が発生、爆発的な感染拡大により、 公衆衛生体制および医療提供体 制が機能不全に陥ることを避け る対応が必要な段階	クラスタ-が広範囲に多発、感染 者が急増し、医療提供体制への負 荷がさらに高まる状況	感染者の漸増および医療提供体 制への負荷が蓄積する段階	感染者の散発的発生および医療 提供体制に特段の支障がない段 階
医療	①病床のひ	病床全体	最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
医療体制等への負荷	いつ迫具合	うち重症者 用病床	最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
19	②療	· · · · · · · · · · · · · ·	人口10万人当たりの全療養者数 25人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 1 5人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 2人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 2人未満 入院+自宅+宿泊
体監制視	3F	PCR等陽性率	10%以上	10%以上	2%以上	2%未満
感	4 *	f規報告数	25人/10万人/週 以上	15人/10万人/週 以上	2人/10万人/週 以上	2人/10万人/週 未満
感染状況		恒近1週間と に週1週間の比較	直近一週間が先週一週間より 多い	直近一週間が先週一週間より 多い	直近一週間が先週一週間より 多い	-
	⑥原		50%以上	50%以上	20%以上	20%未満

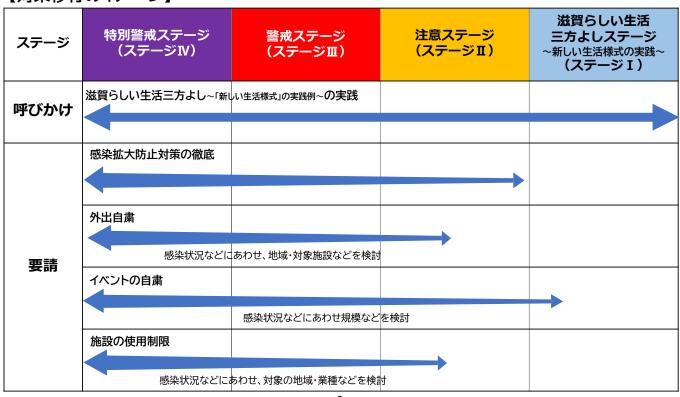
【参考指標】

- ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況
- ·実効再生産数(Rt)
- ・入院患者受入病床の稼働率(ピーク時の入院患者受け入れ病床数)
- ·K值
- ・感染経路不明の患者数
 - ・濃厚接触者を除くPCR等陽性率

【見直し案】感染拡大防止対策

■感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、 柔軟に対応

【対策移行のイメージ】



各ステージにおける感染拡大防止対策(例)

■対策例

滋賀らしい生活 三方よしステージ ~新しい生活様式の実践~ (ステージ I)

滋賀らしい生活三方よし~「新しい生活様式」の実践例~の呼びかけ

注意ステージ (ステージⅡ)

滋賀らしい生活三方よし~「新しい生活様式」の実践例~の要請 (新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく)

(例)

- 基本的な感染対策の徹底
- 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討
- マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対 策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかり と確認し、対策がとられていない施設については、利用を回避
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状が なくても、感染を広める可能性があることを意識した行動

以下について要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく)

(例)

- 感染者が多数確認されている大都市等(京都、大阪など)への外出の自粛
 - 地域・業種を限定した施設の利用の自粛(例:●●地域の飲食店、など)
 - 府県をまたぐ移動の自粛

 - 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」が未導入・未掲示の施設の 利用の自粛
 - イベントの開催自粛(一定規模のイベントを除く)
 - 地域・業種を限定した施設の使用制限、営業時間の短縮等(例:●●地域の飲食
 - 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」を導入していない施設に対 して施設の使用制限、営業時間の短縮等

特別警戒 ステージ (ステージIV)

警戒ステージ

(ステージⅢ)

以下について要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項または第45条第1項 もしくは第2項に基づく)

(例)

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請(滋賀1/5ルールの徹底)
- 府県をまたぐ移動の自粛
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取 り扱う事業者等を除き施設の使用制限
- イベントの開催自粛

各ステージにおける県民の皆さまの生活イメージ



感染状況等に応じた感染対策を意識した生活をお願いします。



生活のイメージ

滋賀らしい生活三方よし~「新しい生活様式」の実践例~を実践

(例)

【県民の皆様】

- マスクの着用、こまめな手洗い、3密の回避など基本的な感染対策の徹底
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養
- 免疫力を向上させる健康づくり
- 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、 接触確認アプリ「COCOA」の活用

【事業者の皆様】

- 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底
- 「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- テレワーク・時差出勤の推進



感染予防対策実施宣言書

注意ステージ (ステージⅡ)

滋賀らしい生活

三方よしステージ

~新しい生活様式の実践~

(ステージ I)

滋賀らしい生活三方よし~「新しい生活様式」の実践例~をより徹底

滋賀らしい生活三方よし~「新しい生活様式」の実践例~を実践

感染動向等に応じた感染対策

(例)

【県民の皆様】

- 感染者が多数確認されている大都市等(京都、大阪)など)への外出の自粛
- 府県をまたぐ移動の自粛(Stay Hometown)
- 地域・業種を限定した施設の利用の自粛(例:●●地域の飲食店、など)
- 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」が未導入・未掲示の施設の利用 の自粛

【事業者の皆様】

- イベントの開催自粛(一定規模のイベントを除く)
- 地域・業種を限定した営業自粛、営業時間の短縮等(例:●●地域の飲食店、 など)
- 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」を導入していない施設の営業自 粛、営業時間の短縮等

警戒ステージ (ステージⅢ)

滋賀らしい生活三方よし~「新しい生活様式」の実践例~を実践

感染動向等に応じた感染対策

特別警戒 (例) ステージ

(ステージIV)

【県民の皆様】

外出自粛(滋賀1/5ルールの徹底・Stay Home)

【事業者の皆様】

- 生活必需品等を取り扱う事業者等を除いた営業自粛
- イベントの開催自粛

見直し後の「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に おけるステージおよび対策について

現在のステージについて(10月14日時点)

「滋賀らしい生活三方よしステージ~新しい生活様式の実践~(ステージ [)」

	判断指標		滋賀らしい生活三方よしステージ ~新しい生活様式の実践~ (ステージI)の基準	現在の状況 (10月14日時点)	
医療	①序序のないに泊見会	病床全体	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満	・最大確保病床の占有率 4.2% ・現時点の確保病床数の占有率 8.9%	
医療体制等への負荷	の病床のひっ迫具合	うち重症者 用病床	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満	・最大確保病床の占有率 0% ・現時点の確保病床数の占有率 0%	
荷	②療養者数		人口10万人当たりの全療養者数 2人未満 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 1.34人	
体監 制視	③PCR等陽性率		2%未満	1.66%	
咸	④新規報告数		2人/10万人/週 未満	0.78人	
感染状況	⑤直近1週間と先週1	週間の比較	-	多い	
沈 	⑥感染経路不明割合		20%未満	36.4%	

今後の対策

- 滋賀らしい生活三方よし~「新しい生活様式」の実践例~の呼びかけ
- イベントを開催する場合の目安の設定

<基本的な考え方>(収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする。)

時期	収容率	人数上限の目安	
当面11月 末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	大声での歓声・声援等が想定されるもの・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	100%以内 席がない場合は適切な間隔 (最低限人と人が接触しない程度の間隔)	50%以内 (※) (席がない場合は十分な間隔(1m)	

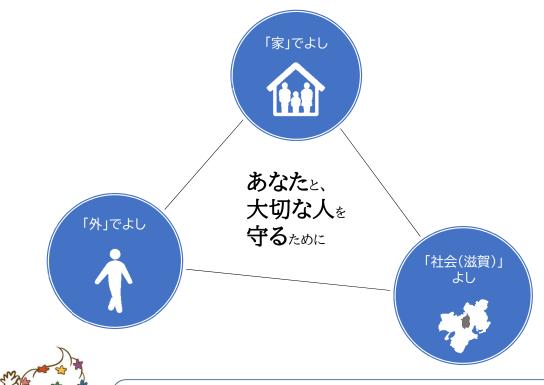
● 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

電話番号:077-528-1344 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

滋賀らしい生活三方よし~「新しい生活様式」の実践例~



国が示す社会全体としての「新しい生活様式」とは少し違う 視点で子どもたちの笑顔を増やすための新しい行動様式 『すまいる・あくしょん』を作成中です。



- ① 毎朝、健康チェックし、発熱がある場合は自宅で休む
- ② 家に帰ったらまず丁寧に手洗い
- ③ こまめに換気しつつ、エアコンの温度設定を調整
- ④ 免疫力を向上させる健康づくり
- ⑤ 毎日、滋賀県などの感染情報を確認
- ⑥ 通販も利用する



- ① 症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底
- ②人との間隔は、できるだけあける
- ③ 混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす
- ④ 感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える
- ⑤ 会話をする際は、可能な限り真正面は避ける
- ⑥ ビワイチなどにより、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進につなげる
- ⑦ 新しい旅のエチケットの実践



- ① 感染者が多数発生している地域への移動は極力控える
- ② 発症した時のため、自分の行動を残す
- ③ テレワークやローテーション勤務の活用
- ④ 業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守
- ⑤「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ⑥ 接触確認アプリ「COCOA」の導入
- ⑦ 今こそ、一人も取り残さない

<現行>

コロナとのつきあい方滋賀プラン(令和2年5月14日)

※「実効再生産数」とは、「1人の感染者が何人に感染させるかを示す値」を意味する。

特別警戒ステージ	医療崩壊・感染爆発のリスクが高く、市中感染も拡大傾向にあり、活動の大幅な制限が必要となるステージ。 ✓ 生活する上で必要不可欠な業種や活動のみ実施を認め、その他については自粛を要請。 ✓ 実効再生産数を80%削減する行動変容(5分の1ルール)が必要。
警戒 ステージ	県内もしくは近隣府県で感染拡大のおそれがあり、状況が悪化すれば 感染爆発や医療崩壊につながる可能性のあるステージ。 ✓ リスクの大きい場所や活動については制限を行い、リスクの小さい 場所や活動については十分注意するか一部制限した上で実施。 ✓ 実効再生産数を50%削減する行動変容が必要。
注意 ステージ	県内外における感染が一定抑制され、収束しつつあることが明確であり、三つの密等に注意しながら活動を再開するステージ。 ✓ 元通りの生活に戻るのではなく、三つの密の回避、人との間隔の確保、マスクの着用、手洗いの徹底などの対策を継続しながら活動を実施。 ✓ 実効再生産数を30%削減する行動変容が必要。

以下の2点に特に注意が必要

- ①注意ステージは元通りの生活に戻るのではなく、感染拡大に注意しながら生活する
- ②今後少なくとも1年以上は、発生状況によりステージが移り変わっていくことの認識を持つ

各ステージの判断指標

<現行>

判断指標*1のうち<u>どれか一つでも満たすものがあれば</u>、より悪いステージにあると判断する。 ただし、参考指標の状況も鑑み、ステージの判断を行うものとする。

			特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ	
			感染爆発・医療崩壊のリスクが高い →活動の大幅な制限	感染拡大のおそれがある →リスクに応じた対策を実施	感染が一定抑制されている →3密に注意して活動	
		守および京都府の 事態宣言の状況	-	大阪府または京都府に発令	大阪府、京都府に発令され ていない	
判断		感染経路が不明な新 規陽性者数	7日間に複数確認 ^{※2}	7日間で1名まで ^{※3}	14日間連続ゼロ	
指標	県内状況	入院患者受入病床の 稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	
		人工呼吸器等の 稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	
		および京都府を除く 事態宣言の状況	近畿および近隣県のいずれかに発令		近畿および近隣県のいずれ にも発令されていない	
参		県内の実効再生産数*4 (21~14日前までの平均)	1.5以上	0.7以上	0.7未満	
考指標	県内状況	濃厚接触者を除〈PCR 検査陽性率*5	7日間平均3%以上	7日間平均3%未満	14日間0%	
標)(1 1 JV)	K値* ⁶	0.5以上	0.05以上	0.05未満	
		クラスターの発生 (7日間)	認めら	 られる	認められない	

- *1 今後、患者発生状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討。
- *2 ステージダウン (特別警戒から警戒へ) は、7日間で1名までであることが必要。ステージアップ (警戒から特別警戒へ) は、 感染爆発・医療崩壊のリスクが高い感染状況下 (Rt=1.5以上またはK値=0.5以上等の参考指標も考慮) で複数確認された時点で移行。
- *3 ステージダウン(警戒から注意へ)は、14日間連続で0名であることが必要。ステージアップ(注意から警戒へ)は、感染拡大のおそれがある感染状況下(実効再生産数=0.7以上またはK値=0.05以上等の参考指標も考慮)で、1名確認された時点で移行。
- *41人が何人に感染させるかを示す値(Rt)。
- *5 濃厚接触者および陰性確認の者を除くPCR検査陽性率
- *6 1に近づくほど感染が拡大し、 0 に近づくほど感染が収束していることを意味する。(Nakano T., et al. 2020. doi:https://doi.org/10.1101/2020.04.25.20080200)

<現行>

各ステージにおける感染拡大防止対策

各ステージにおける対策は、本県の感染状況、国の基本的対処方針等を踏まえ、 柔軟に対応

ステージ		特別警戒ステージ	警戒ステージ		注意ステージ
医療体制		病院が医療崩壊防止の ためのBCP発動	病院が特別警 備えた		病院が適切な感染防止対策
	企業への	在宅勤務を推奨	在宅勤務		在宅勤務を推奨
	呼びかけ	時差出勤を推奨	時差出勤	かを推奨	時差出勤を推奨
-1	渡航	発生地域から(へ)の不	要不急の渡航自粛	で呼びかけ、渡船	亢後14日間の外出自粛を求める
外	県をまたぐ 移動	自粛要請 (Stay Home)	自粛 (Stay Hor		万全の対策を前提に制限なし
出	個人の外出	「滋賀1/5ルール」の 徹底	ſ	滋賀らしい生活	三方よし」の実践
イベント		自粛要請	自粛要請 (一定規模のイベ ントは除く) し		万全の対策を前提に制限なし
施設の使用		使用制限要請	使用制限要請	万全の対策を 前提に制限な し	万全の対策を前提に制限なし

感染拡大防止対策 協力要請の内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下の点について県民の皆様に対して協力の要請を行う。(令和2年7月31日)

■感染対策の徹底

- 手洗いの励行、マスクの着用、3つの密の回避など、基本的な感染対策の 徹底。特に高齢者と接する機会のある方は、格段の注意
- 免疫力を保ち、高める生活習慣の実践(休養・適度な運動・ストレスをためない等)
- 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討
- マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も 徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認 し、対策がとられていない施設については、利用を回避
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動
- 会食や飲み会、共同生活でのクラスター事例が確認されたことから、そうした場での感染対策の一層の徹底。特に集団での行動時に注意
- 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

■施設・事業所における感染防止策の徹底

- 業種別感染拡大予防ガイドラインに 基づく感染防止策の徹底。利用者に も感染防止策への協力を依頼
- 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- テレワーク・時差出勤の推進





感染予防対策実施宣言書

■大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

電話番号:077-528-1344

開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

国から示された指標

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知(令和2年8月7日)

ステージ I

感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

ステージⅡ

感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

<u>ステ</u>ージⅢの指標

ステージⅢ

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷 がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。

ステージIVの指標

ステージIV

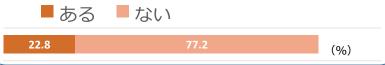
爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要な状況

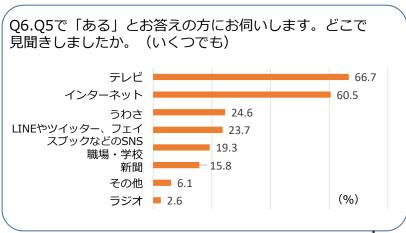
			ステージIV	ステージⅢ	ステージ Ⅱ	ステージ I
医唇	①病床のひ	病床全体	最大確保病床の占有率 1/2以上(50%以上)	・最大確保病床の占有率 1/5以上(20%以上) ・現時点の確保病床数の占有率 1/4以上(25%以上)		
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合	うち重症者用病床	最大確保病床の占有率 1/2以上(50%以上)	・最大確保病床の占有率 1/5以上(20%以上) ・現時点の確保病床数の占有率 1/4以上(25%以上)	(具,	(具件
	②療	養者数	人口10万人当たりの 全療養者数 25人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの 全療養者数 15人以上 入院+自宅+宿泊	(具体的な数値等は	「示されていない)(具体的な数値等は
体監制視	3P0	CR陽性率	10%	10%	は	l d
= #:	④新規報告数		25人/10万人/週 以上 25×14.1= 352.5	15人/10万人/週 以上 15×14.1= 211.5		
感染状況		近1週間と 週1週間の比較	直近一週間が先週一週間 より多い	直近一週間が先週一週間 より多い		
	⑥ 感	染経路不明割合	50%	50%		

「新型コロナウイルス感染症に関連する 人権侵害等への対応について」

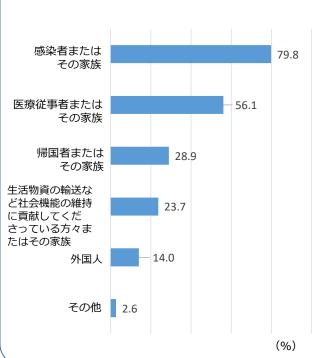
1. 県内の状況~緊急WEBアンケート結果(5月実施・抜粋)より

Q5.新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々、帰国者、外国人など(いずれもその家族を含む)への不当な差別や誹謗中傷、いじめ等を見聞きしたことがありますか。





Q7.Q5で「ある」とお答えの方にお伺いします。 誰に対する人権侵害でしたか。(いくつでも)



1

2. 感染症にかかる情報の公表等について

(1) 感染者の発生等にかかる情報の公表について

▶ 感染予防に必要な情報は公表しつつ、差別や風評被害につながらないよう配慮

【公表の考え方(例)】

- 勤務先や学校、利用施設等の名称は原則非公表
- 行動歴は、本人や他者に感染する(させる)可能性があると思われる行動に絞って公表
- 10歳未満の性別は非公表、100歳以上の年齢は90歳代と同じ区分「90歳以上」で公表
- <u>個別の発生例と紐づけすることなく、感染拡大防止に必要な情報をわかりやすく周知</u>するため、流行曲線や感染経路の割合、年齢群別の症状等をグラフであらわし、日報・週報をホームページに掲載





評価(9/28~10/4の感染状況)

- ■感染者数は比較的低値で推移しています。
- ■PCR等検査陽性率は、9月28日以降は低下傾向にあります。 ■懸念していたシルバーウィークによる大きな影響はなかったと思われま
- ■イベントや旅行等により、人の動きが活発化してきています。また、数は多くないものの、家庭内感染を継続的に認めています。高齢者や基礎疾患を持つ方と同居している場合は、特に自宅外において、手洗い、マスクの着
- 歴季節性インフルエンザの流行期を控え、今年度は、インフルエンザワクチンが、より必要とされている方に確実に届くように、時期をずらしての接種 をお願いしています。 10月1日からは、65歳以上の方、60歳から50歳未満の慢性高度心・腎・ 呼吸器機能子を者等を対象としていますので、その他の方は、10月26日 からの接種に二協力いただきますようお願いします。

【課題等】

- 感染拡大防止に必要と判断される情報は公表しているが、より詳細な情報を求める声がある。
- 情報を公表しないことにより問題が発生することもある。
 - 例)利用施設名を非公表とした結果、周囲の同業施設等に風評被害が発生
- こうした背景には、感染への恐れや不安が考えられる。

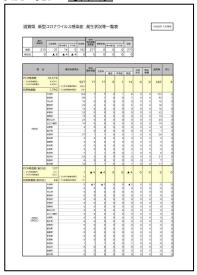


県民の皆さんの<u>安心につながるよう、検査や医療体制等に関する情報を含め、必要な情報発信</u>に努めるとともに、感染者等を社会全体で支える意識づくりが必要。

(2) 感染症にかかる正しい認識の周知について

的確な感染情報に加え、「どのように感染するのか」「感染を予防するためにどのようなことに注意すればよいのか」、誰もが感染する可能性のある疾病であることなど、<u>正しい知識と認識の発信・周知が必要</u>。

◎病床稼働率や重症者数等を掲載した発生 状況一覧表を<u>毎日公表</u>





◎<u>県広報誌「プラスワン」</u>(5·6月号)に特集記事を掲載

このほか、<u>一般電話相談窓口を毎日開設</u>し、症状がなくても、新型コロナウイルスに関して心配する方等からの相談に対応するなどを実施。



<u>正しい認識が浸透するよう</u>、粘り強く<u>継続的に知識や情報を提供し</u> <u>続ける</u>必要がある。

3. 感染症にかかる人権侵害防止啓発活動等について

- (1) 人権啓発実施状況について
 - ①テレビスポット広告(30秒)

・びわ湖放送、6月1日から15日、30回



②ラジオスポット広告(60秒) ·FM滋賀、6月1日から14日、30回

感染症啓発ラジオ広告 滋賀県

③県広報誌「滋賀プラスワン」(9・10月号)



- ④じんけん通信(5月号、6月号)
- ⑤びわ湖放送「テレビ滋賀プラスワン」 (5月31日放送)
- ⑥YouTube動画広告 (テレビスポット広告を15秒に短縮、約34万回)
- ⑦STOP!コロナ差別 知事メッセージ (動画をYouTubeに掲載、約700回視聴)

(2) 啓発の課題

- ①感染者の公表において人権侵害防止への配慮が必要
- ②正しい認識の周知には継続的な取組が必要
- ③自分のこととして考えられるようなより一層の人権意識の向上が必要
- ④幅広い層までいきわたる啓発方法
- ⑤啓発の効果をより高めるために必要な工夫
- ⑥差別防止だけではなく医療従事者等への支援の輪を広げる情報の発信

(3) 今後の啓発について

【啓発コンセプト】

- ①感染者等の公表内容を十分精査し、人権侵害や風評被害につながらないよう配慮する
- ②正しい認識を周知し、理解を深めていただく
- ③自分事ととらえ、自らの気付きや行動に繋げていただく
- ④様々な媒体を活用し、幅広い層に行き届く啓発
- ⑤具体的な人権侵害の事例を踏まえた啓発
- ⑥「何々してはいけない」から「何々をしよう」という啓発

【啓発手段】

- ①新たな啓発動画等を制作し実施
 - ・テレビスポット広告(30秒)、ラジオスポット広告(60秒)、YouTube動画広告(30秒)
- ②制作した啓発動画等について、地域のケーブルテレビ局やFM局等に無償提供し、利活用を依頼
- ③新たな児童・生徒向けの新しい学習指導資料の作成
- ④ショッピングセンター・JR西日本にも啓発の協力を依頼







(上記写真は本年度の同和問題啓発強調月間の際にご協力いただいた様子)

(4) 県内市町との連携

4. 人権侵害対応について

上記の県制作啓発資材や今後制作する啓発資材を県内市町での活用を依頼



※全ての感染者が退院される際に「新型コロナ人権相談ほっとライン」の案内チラシを配布しています。

5. 人権侵害相談状況等について(10月7日まで)

(1)相談受付状況(3月~10月7日まで)

①「新型コロナ人 権相談ほっとライン」	②「人権侵害対応 チーム」	③「人権相談室」 (公財)滋賀県人権 センター	④人権施策推進課	合計
(9月1日~対応)		(8月31日までの対応)		
8件(延べ13件)	3件	10件	18件(延べ23件)	39件(延べ49件)

(2) 主な相談事例

- ○感染者個人情報がインターネット掲示板に書き込まれた
- ○入院された方から、退院後地域から差別されないか心配している
- ○SNSにクラスター発生施設とデマ書き込みされた
- ○感染者一家が転居を余儀なくされた
- ○電柱や看板に「コロナ」と落書きされた

(3) 主な対応例

- ○インターネット掲示板の削除要請方法を案内するとともに、相談内容に対応できる法務局も紹介
- ○弁護士相談を実施後、法的措置に向け弁護士を紹介
- ○警察への被害届提出を支援
- ○相談者の意向により今後の啓発へ活用

(4) 今後の人権侵害相談対応にかかる課題

- ①「新型コロナ人権相談ほっとライン」の情報が必要な人に届いているか
- ②法務局と連携しても、対応情報を守秘義務の観点から提供されないので、最後まで寄り添った対応や、 啓発材料とすることが困難
- ③人権侵害救済の実効性を高めるための法的制度がない

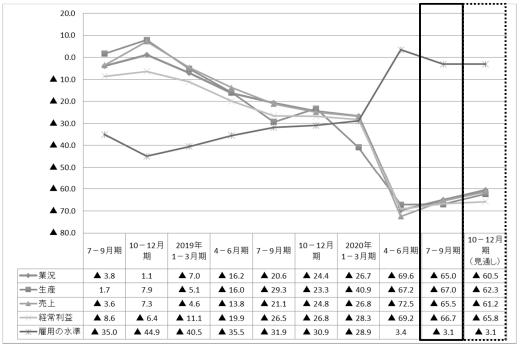
(人権救済制度について全国知事会等を通じて国に要望中)

(5) 県内市町との連携

相談窓口の設置にかかる住民への周知についての協力、相談件数および主な相談内容の情報共有についても各市町に依頼済み

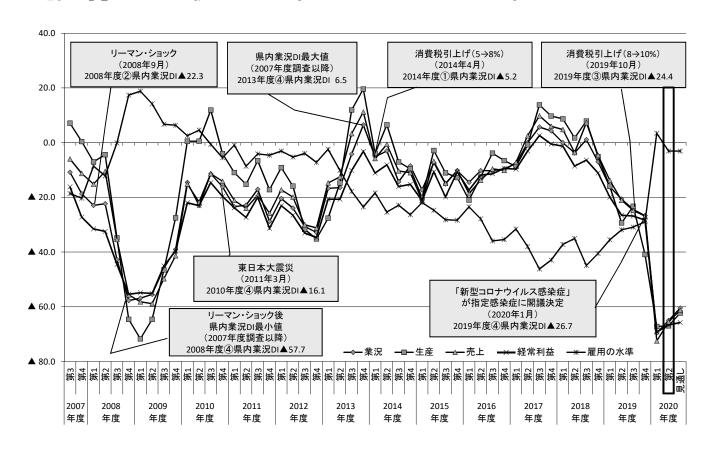
県内経済の状況について

1. 県内企業の景況



- ●今期(2020年7~9月期)の県内企業の景況(前期(2020年4~6月期)との比較)
 - ・業況、生産、売上、経常利益の各DI:マイナス幅が若干縮小したものの、依然として大きなマイナスとなっている。
 - ・雇用の水準DI:プラスから若干のマイナスへ転じた(若干、不足感が強まった)。
- ●来期(2020年10~12月期)の見通し
 - ・業況、生産、売上、経常利益の各DI:マイナス幅が若干縮小するものの、依然として大きなマイナスが継続する見通し。
 - ・雇用の水準DI:変わらない見通し。

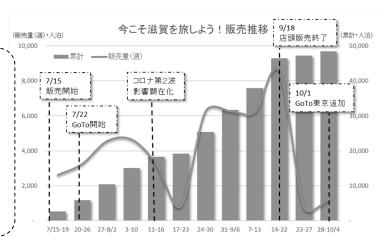
【参考】DIの推移:2007年度第3四半期~2020年度第2四半期

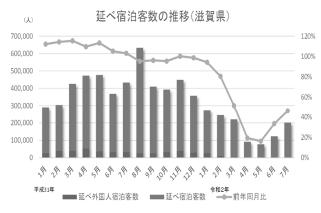


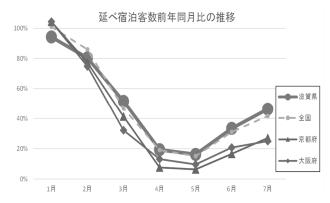
2. 本県観光の状況

【宿泊需要回復に向けた取組】

- GoToトラベルキャンペーンとの相乗効果を 狙い、県内宿泊者に周遊を促すクーポンを配 布する「今こそ滋賀を旅しよう!」キャンペー ンを展開。
- 7月15日から5万人泊を売り出し、9月18日 に店頭販売終了。10月12日時点でほぼ完 売。
- 対前年同月比の宿泊客数は5月に底を打ち、 6月以降回復傾向。厳しい状況が続いている が、7月には全国平均を上回った。







3

【参考】V-RESASデータにおける宿泊者数の統計データ

2020年の宿泊者数の前年同月比 ■ すべての宿泊者の分類 ■ 子ども連れ(子ども = 13歳未満) ■ 男女二人(カップル・夫婦) ■ 女性グループ ■ 男性グループ ■ 男女グループ(子ども含む) ■ 一人 2020年8月24日~30日の前年同週比 「男女二人」は 「全ての宿泊者」は 対前年同月比+48% 対前年同月比 「一人」は 対前年同月比 +33% 滋賀県 岡山県 +17% (+48%)2020年8月 宮城県 +10% 佐賀県 + 6% 「同都道府県内」宿泊者が 対前年同月比 + 785% →滋賀県民による 大阪府 -86% 京都府 -58% 「旅の地産地消」が 兵庫県 -24% 昨年に比べ8倍に!

[V-RESAS]

- コロナが地域経済に与える影響の把握と、収束後の地域経済再活性化を目的とし、内閣府地方創生推進室と内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供。
- 本県の宿泊者数対前年同月比について、5月が底で6月以降回復傾向にあるが、8月に は対前年比+(プラス)にまで回復。(プラスは全国で本県と岡山県のみ)
- 8月最終週は、+48%と全国でも飛び抜けて多く、8月の県民による県内宿泊数は昨年同月比で約8倍に達している。

4

【参考】観光関連事業者の声

観光関連事業者の主な声((公社)びわこビジターズビューロー会員への聞取り結果より)

○ 現状について

- ・ 9月のシルバーウィーク以降動きが変わり、10月に入って観光客がかなり戻る。(宿泊施設、物産)
- ・個人客は、対前年比6割から8割程度にまで回復。団体客や宴会はまだまだほとんど動かない。 個人客はほぼ全てGoToトラベルを活用している。「今こそ滋賀を旅しよう」の効果も大きい。 (宿泊施設、観光施設)
- 土日はほぼ前年並みに回復。平日はまだまだ。 (観光施設)

○ 今後の見込みについて

- ・ 個人客予約は堅調。団体客はほとんど予約が入らない。(宿泊施設)
- 10~12月に教育旅行の予約が一気に戻ってきた。(宿泊施設)
- 東京からの教育旅行は軒並み中止。 (観光施設)
- 土日はほぼ前年並みに回復。平日はまだまだ。 (観光施設、物産)

○ GoToトラベルの対象に東京が追加された影響

- 10月以降、一気に個人客予約が入り、12月まで土曜日は満室。(宿泊施設)
- GoTo東京追加で大きな変化はないが、多少の増加要因にはなっている。(宿泊施設)
- 客層が関西近郊のため、GoToに東京が追加されても影響はない。(観光施設)

3. Go To Eat キャンペーンについて

オンライン飲食予約事業概要 農林水産省採択事業者 右記13事業者

- ・オンライン飲食予約サイト経由で、予約・来店した際に、次回以降に利用できるポイントを付与。
- ・昼食時間帯は500円分、夕食時間帯(15時以降)は1,000円分のポイントを付与。
- ・付与期間:令和2年10月1日(木)から令和3年1月31日(日)
- ・利用期間:令和3年3月31日(水)予約分まで

オンライン飲食予約 採択事業者

- 株式会社ぐるなび
 - 株式会社カカクコム ヤフー株式会社
- 8. スターツ出版株式会社 9. Retty株式会社 10. auコマース&ライフ株式会社 11. 株式会社USEN Media

Go To Eat 食事券

- 株式会社一休
- 株式会社EPARKグルメ 12. 株式会社Fesbase 株式会社リクルート 13. 表示灯株式会社
- 株式会社リクルート 「フードテックパートナー」
- 株式会社favy株式会社トレタ
 - 株式会社ポケットチェンジ

プレミアム付食事券発行事業概要 農林水産省採択事業者 東武トップツアーズ(株)

- ・1万2,500円分の食事券を1万円で販売。【購入額の25%上乗せ】
 - ※ 1冊:1,000円×10枚・500円×5枚、1人1回あたり2冊まで
- ・10月20日(火)から、感染拡大防止に取り組んでいる滋賀県内のキャンペーン参加飲食店で利用可能。
- ・滋賀県内で最大70億円分(56万セット)を販売予定。

食で日本を元気にしよう

参加飲食店の募集・登録

1. 募集期間

令和2年9月23日(水)から令和3年1月31日(日)

- 2. 参加可能店舗
- (1)日本標準産業分類の「76飲食店」に分類される飲食店のうち、 食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、 かつ、その場で飲食させる事業者
- (2)「外食産業の事業継続のためのガイドライン」を 遵守している事業者
- (3)滋賀県における独自の条件を満たす事業者。
- ●感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」を導入
- ●「感染予防対策実施宣言書」を掲示すること。



利用について

1. 食事券購入方法

LINEで購入できる「電子クーポン」と、 地域販売窓口で購入できる「紙クーポン」の2種類 ※紙クーポンは県内平和堂、フレンドマート、アル・プラザで 販売(一部店舗を除く)

2. 販売·利用期間

販売期間:令和2年10月20日(火)から令和3年1月31日(日) 利用期間:令和2年10月20日(火)から令和3年3月31日(水)

3. 利用可能店舗

県内のキャンペーン参加飲食店

参加飲食店数 約1,650店舗(10月12日時点)

4. GoTo商店街事業について

1. 委託業者の選定

令和2年9月30日(水)、経済産業省は、GoTo商店街事業の委託先として、<u>ひとまちみらい商店街振興コン</u>ソーシアム(幹事法人:株式会社読売広告社 東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビル)を選定。

2. 先行募集の開始

令和2年10月2日(金)より、令和2年10月19日(月)~11月30日(月)に開始する事業について先行募集が開始された(締切は10月30日(金))。なお、通常募集(12月1日(火)以降に開始する事業)については、令和2年10月30日(金)から募集を開始する予定。

3. 対象事業等

(1)対象事業

消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施(オンラインを活用したイベント実施も含む)、地域の良さの再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの製作

- (2)上限額:300万円×申請者数+500万円(2者以上で連携し事業を実施する場合に限る) ※ただし、1申請あたりの上限額は1,400万円とする。
- (3)対象経費:イベント等を実施するために必要な経費

4. 事業スキームイメージ

事務局:ひとまちみらい商店街振興コンソーシアム (幹事法人:株式会社読売広告社)

商店街等:特定の商店街等の活性化につながる取組 を実施できる以下の組織等

- ① 法人格を有する商店街振興組合、事業 協同組合、商工会等の組織
- ② 民間事業者等(中小企業に限る。)
- ③ その他法人化されていない上記①に類する組織

応募手続: 商店街等が事務局に応募書類を提出し、 採択の場合は、事務局と商店街等の間で 請負契約を締結する。

事業期間: <u>令和3年2月14日(日)までに事業終了</u> すること。

